



香川県森連時報

平成22年7月発行(年2回)

〒760-0008
高松市中野町23番2号
Tel.087-861-4352(代)



会長就任挨拶



香川県森林組合連合会
代表理事専務 木村 薫

暑さ厳しい折から、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、本会運営につきまして、特段のご支援、ご協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成二十二年二月九日に黒川恵前代表理事専務が急逝し、平成二十二年二月十五日の理事会におきまして、代表理事専務に選任されました。
身に余る光栄でありますとともに、その責任の重大さを痛感いたしております。
もとより浅学非才であり、その器ではないことはよく承知いたしておりますが、この上は会員の皆様、役員の方々の御理解、御協力を賜りながら、全力を挙げて職務に邁進する所存ですので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

ご承知のように、戦後植栽されました人工林が年々成熟度を増してきており、この森林資源を有効活用するためにも、また、環境面では、森林の整備促進による地球温暖化防止や、森林の持つ多くの公益的機能を高度に発揮させるためにも、新植による植栽や作業道などの路網整備が不可欠であります。
しかしながら、国・県・市町の財政は「層厳しさを増しており、公共事業を推進していくことは年々難しくなっております。

組合を取り巻く環境は、益々厳しくなっておりますが、去る五月三十一日の第六十回通常総会に提出しました事業の運営方針に沿い、事業を積極的、また具体的に推進してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

辞任挨拶

香川県森林組合連合会
代表理事専務 神田 定幸

関係各位の皆様、長い間お世話になり、誠にありがとうございました。
振り返ってみますと、平成十五年から六年余り、皆様に支えられながらここまで来ることができました。その間、経営上の諸問題等数々の苦難もありましたが、会員の皆様、役員の方々の御理解、ご協力により乗り越えることができました。
在任中は、公私にわたり、多くの皆様のご厚情を賜り、勇気をいただきましたながら代表理事専務の職を全うすることができましたこと、厚く御礼申し上げます。

組合運営は、今後ますます厳しい環境におかれようとしておりますが、会員の皆様、関係機関の皆様のご指導、ご鞭撻をお願いするとともに、ますますのご健勝と本連合会の更なる発展を祈念申し上げます。辞任にあたりご挨拶いたします。

香川県森連時報

県森連第六十回

通常総会開催

去る五月三十一日、本会二階会議室において、香川芳文香川県議、環境建設常任副委員長、高木康博香川県環境森林部次長、西村秀雄香川県森林管理事務所長、樋口浩良香川県木材協会会長、西川洋一郎農林中央金高松支店四国農林水産環境事業部長をはじめ多くの来賓の方々のご臨席のもと第六十回通常総会が開催された。

力したいと決意を述べた。
二十一年度では、高性能林業機械を活用しての間伐の推進に積極的に取り組み、また、間伐材の利用促進については、国・県・市町・各森林組合、木材産業協同組合が連携し、県産材の利用をかねて販路の拡大に努めた。また指定管理者として満濃池森林公園の適正な管理に努め、緑の雇用担い手育成対策事業については、引き続き中核的な林業技術者の育成を目指し一定の成果を収めた。

木村会長が挨拶の中で、平成二十一年度は世界的な経済危機の影響で、わが国でもかつてない経済危機に直面した年であった。一方林業界も苦難な情勢が続く中、地球温暖化防止に森林整備が期待されている。国は「京都議定書」による二酸化炭素吸収を確実に進めるため森林資源循環事業の推進に努めているところで、我々森林組合はこのような国民の期待に応えるよう努

二十一年度では、森林整備、特に間伐の推進に努め、また指定管理者として満濃池森林公園の適正管理を図り、さらに森林整備を担う中核的な林業技術者の育成を目的に「緑の雇用担い手育成対策事業」を引き続き実施する計画であるので、会員各位、国・県・市町並びに関係者各位の絶大なご理解とご協力、ご支援をお願い、議案審議のご協力を依頼した。

住宅モデル展示場

完成

三月六日(土)香川県木造住宅展示窓口支援事業協議会が、本会二階会議室内に建設中だった県産材を使用した住宅モデル展示場が完成し、住宅相談会を開催した。ある参加者は「地産地消の観点から、家を建てるなら県産ヒノキを使用したいと考えていた。実際にこうして展示場で県産ヒノキでできた部材に触れることができるのは現実感があってとてもいい。」と話していた。県森連ではこれからも完成した住宅モデル展示



場を活用し、徳島・香川の流域活性化センターとともに、毎月第一日曜日に住宅相談会を行い、県産材の需要拡大に努めてまいります。

続いて、ご来賓の方々からご祝辞をいただき、その後、4名の表彰状贈呈を次のとおり行った。(敬称略)

優良役員
田岡 昭一(香川西部森林組合)

優良職員
金地 彰(香川東部森林組合)
真部しげみ(香川東部森林組合)

感謝状
田中スミ子(塩江町森林組合)

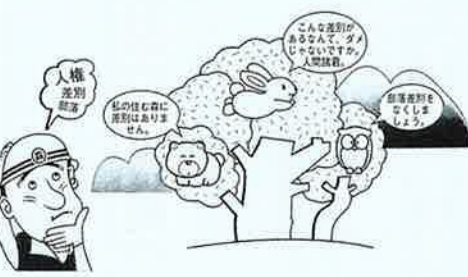
議事については、議長に藤原正暉土庄町森林組合長が選出され、提出十議案すべて可決承認された。

引き続き、役員補欠選挙を行った結果、塩江町森林組合長の藤嶋忠男氏が選任され、理事に就任した。

なお、本総会終了をもって神田定幸代表理事専務が辞任した。

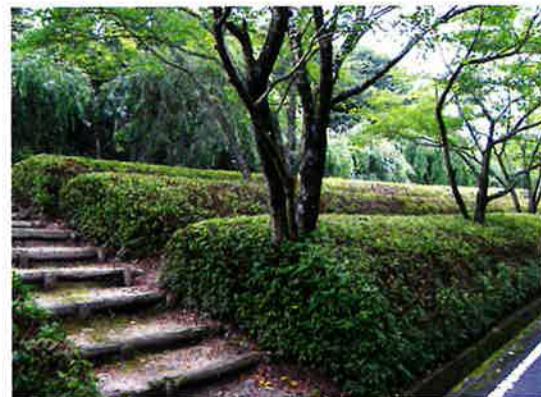
森林組合系統組織を 挙げて取り組もう 人権問題

人権問題の取組に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などへの偏見や差別を除去する等を内容とする国民行動計画の趣旨を踏まえ、それぞれの分野において自らの問題として積極的な役割の発揮に努めること。
特に、同和問題の早期解決は人権問題の重要な柱であることに留意すること。



人権問題の啓発推進に取り組むこととなる基本事項

満濃池森林公園情報



香川県満濃池森林公園の指定管理者は、平成二十二年年度をもって早くも最終の5年目になりました。

県内唯一の規模を誇る躑躅公園のヒラドツツジ・サツキツツジの刈り込みも終了し、爽やかな公園に変身しました。が、もう少しで梅雨も明け瀬戸内寡雨気候の、人も樹木にも厳しい季節となります。

この間、ハード面では、より効率的に企業努力に努め、野生生物の被害に遭遇しながらもなんとか奮闘努力しております。

ソフト面では、みどりの整備課・森林センター・各分野の専門家等にご指導、ご鞭撻をあげながら樹木観察会・手作り教室・植樹祭・写真展・探鳥会・大学の生涯学習タウン紙の協力のもと広報活動・本会ホームページの充実等に努めてまいりました。

香川県満濃池森林公園指定管理者として、来園者のアンケート調査等によりニーズを把握し、来園者に感動を与え「またおいで」をキャッチコピーに、「公園担当者一丸となり、創意工夫に腐心しているところ」であります。



香川県満濃池森林公園指定管理



平成22年5月6日から5月31日までの間、第1回目の林業就業支援講習会を開催しました。この講習会は、新たに林業への就業を希望する求職者等に対して、林業作業の体験や、森林・林業の情報提供をおこなう、林業への円滑な就業を支援するものです。この度、受講生9名を対象に、講師として林・林業災害防止協会安全指導員・県森連職員など林業の第1線で活躍されている方々にお願いし、チェーンソー刈り機取扱の安全教育をはじめ、森林・林業の基礎知識や、労働安全衛生教育などの講習を実施した後、下刈り・伐木・ロープワーク技術等実地作業をおこない、18日間の講習を修了しました。



平成22年度

林業就業支援講習会を開催

コンサルタント室では現在、西部林業事務所、小豆総合事務所よりそれぞれ1件づつの業務を受注し鋭意遂行しているところである。西部林業事務所から受注した業務は、森林整備事業実施測量調査業務であり、業務内容は、指定された箇所について簡易山腹平面測量及び立木調査を行い、保安林の公益的機能の高度発揮を図るため、本数調整伐及び除伐における適正な伐採本数を把握するというものである。発注された箇所は森林計画図や森林基本図から特定できることもあるが、大きな番地や国土調査が終わっていない箇所となることや森林組合の協力が不可欠である。今年も関係する森林組合のみならず、忙しい中、現地案内の協力をお願いしなければならぬ。心苦しく思いますが紙面を借りて、協力をお願いします。また、小豆地区治山事業測量設計委託業務は過去に設置された治山施設周辺の維持修繕が目的である。測量設計の規模は小さいものの保全対象に近接していることもあり、これまでの経験をフルに生かして取り組んでいきます。

コンサルタント室 だより

平成22年4月以降、新規に締結された森林国営保険契約について～森林国営保険法等の一部改正が4月から施行されます～

改正・施行の経緯

平成20年6月に制定された「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」において森林国営保険法も一部改正されたところ。そして、これらが、平成22年4月から施行されることに伴い、森林国営保険法施行令、森林国営保険法施行規則、各種通知等も改正・施行されます。主な改正点は以下の通りです。

主な改正点

- ◆保険契約者の告知義務が「質問応答義務」となります。
これまで契約申込書の記載事項等は、ご契約者様からの申告に基づいておりました。これからは、契約申込書の記載事項等に間違いがないか、森林国営保険の拒否から質問をさせていただきますので、ご契約者は質問された事項について告知していただくこととなります。
- ◆契約の解除等による保険料の返還は、原則として残存保険期間に対する保険料全額を返還することとなります。
これまでは、自己都合による解除の場合の返還保険料は、残存保険期間（1年未満の端数を切り捨てた期間）に対する保険料の2分の1の額とするなど、その返還額は保険料返還の理由により異なっていました。これからは解除等により保険料の返還がなされる場合は、原則として残存保険期間（1年未満の端数を切り捨てた期間）に対する保険料の全額が返還されることとなります。ただし詐欺や強迫によって契約が無効とされ、又は取消された場合には保険料は返還されません。
- ◆重大事由による解除の規定が新設されました。※
保険金詐欺等のモラルリスクを防止するため、故意、詐欺又は政府の債権を損ない契約の継続を困難とするような「重大な事由」がある場合には、政府から契約を解除できることとなりました。
- ◆保険金請求等にかかる消滅時効期間が3年に延長されます。
保険金請求等にかかる消滅時効期間が、「2年」から「3年」に延長されました。



森林国営保険について、詳しくはお近くの都道府県森林組合連合会、森林組合又は都道府県の森林国営保険担当者までお問い合わせください。
林野庁HP <http://www.rinya.maff.go.jp/j/hozen/kokueihoken/index.html>

平成22年度

林業用山行苗木現況のご連絡



昨年度の林業用山行苗木の出荷取扱については多大なご協力をいただき、誠にありがとうございました。さて、平成22年7月8日・9日の2日間に県・西部林業事務所のご指導をいただき、平成22年度林業用山行苗木得苗調査を実施しました。

今年度出荷予定の林業用山行苗木の生育現況は天候等にも恵まれ、例年になく優良です。また、9月中旬には、第2回目の林業用山行苗木得苗調査を計画しており、優良苗木の生産・出荷に努めますので、今後とも造林事業の促進をよろしくお願ひ申し上げます。

企画課